

令和7年度 第1回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和7年5月23日（金）午前11時00分～午前11時49分
- (2) 場 所：熊毛支庁第1会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 会長及び会長職務代理者の選出について（協議）
 - 会長を伊東委員、職務代理者（1位）を羽生委員、職務代理者（2位）を浦邊委員とすることに決定。
- (2) 鹿児島県連合海区漁業調整委員会委員の選出について（協議）
 - 会長の伊東委員、職務代理者の羽生委員、浦邊委員とすることに決定。
- (3) 日本海・九州西海域広域調整委員の選出について（協議）
 - 原案のとおりとすることに決定。
- (4) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）
 - 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (5) くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
 - 報告事項について了承した。

令和7年度 第1回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和7年5月23日（金）午前11時～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
浦邊 美智生	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
靱 保徳	漁業者・漁業従事者	出席
浜崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
羽生 隆行	漁業者・漁業従事者	出席
江幡 恵吾	学識経験者	出席
折田 和三	学識経験者	出席
稲盛 重弘	中 立	出席
八板 俊輔	中 立	出席

出席 10

欠席 0

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	中津濱 康熙
次長（技術主幹兼水産係長）	柳 宗悦
書記（水産係 技術主査）	赤塚 麻美

令和 7 年 5 月 23 日午前 11 時開会

【開会】

○ 柳次長

皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりましたので、令和 7 年度第 1 回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員 10 人中 10 人の出席をいただいております、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第 6 条第 1 項に定める定足数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

さて、本日は令和 7 年 4 月 1 日付けで就任されました本委員会第 23 期の委員による初めての会合となりますので、はじめに皆様のご紹介と、事務局等職員の紹介をさせていただきます。

まず、漁業者・漁業従事者委員からご紹介いたします。

伊東委員でございます。浦邊委員でございます。奥村委員でございます。柄委員でございます。羽生委員でございます。浜崎委員でございます。

次に、学識経験委員及び中立委員をご紹介いたします。

江幡委員でございます。折田委員でございます。稲盛委員でございます。八板委員でございます。

続きまして、事務局等職員を紹介いたします。

事務局長の林務水産課長 中津濱でございます。事務局次長の私、技術主幹兼水産係長 柳でございます。事務局書記の技術主査 赤塚でございます。

また、本日は議題 4 及び議題 5 を説明していただくため、県庁水産振興課漁業監理係の吉田水産技師が WEB 会議にて出席しております。

次に議事に入る前に、注意事項を申し上げます。

委員会議事録作成は、事務局にて議事録を作成しております。

職員が文字起こしをし、また、改正漁業法により、議事録は原則インターネット上で公開することが求められます。

つきましては、委員の皆様におかれましては、次の 2 点にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご発言の際は挙手の上、〇〇委員と議長あるいは座長の指名をもって、1 人ずつご発言をおねがいします。

2 番目としまして委員会中の発言内容は全て議事録に残ることを念頭に置いていただき、議題の内容とは別に、委員会に関することで事務局にご質問がある場合、それから委員の皆様同士で情報交換や意見交換をされる場合には、会の最後に設けている「その他」の部分でお話してください。

また、委員会に直接関係しない内容で話題提供やご相談がある場合には、閉会後に別途時間を設けますので、その際にお話くださるようお願いいたします。

以上、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

議題 1 は、会長及び職務代理者の選出についてです。

これは協議事項です。

当委員会では会長が議事の進行を務めることとなっておりますが、会長が選出されるまでの議事進行については、座長を決めていただき、会長が決まりましたら、会長に議長として会の進行を務めていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし。

○ 柳次長

異議なしということです。それでは、座長を委員の中から選出したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

○ 羽生委員

事務局に一任します。

○ 柳次長

ありがとうございます。

それでは、他に意見がないようでしたら事務局案として中立委員の稲盛委員に座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 稲盛委員

はい。座って失礼します。

ただいまのご指名いただきました、稲盛です。

よろしくお願いします。

しばらくの間、座長ということで進めさせていただきます。

議事がスムーズに進行いたしますように、皆様方のご協力よろしくお願いいたします。

それでは会長の選出にあたりまして、事務局から選出方法等について説明をお願いいたします。

○ 赤塚書記

それでは、議題 1 の会長及び会長職務代理者の選出について、説明させていただきます。

まず、お手元にごございます資料 1 の 1 ページをご覧ください。

会長につきましては、漁業法第 137 条第 2 項及び 2 ページにあります、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第 3 条第 2 項に定められてありますとおり、委員が互選することとなっております。

また、会長の職務につきましては、事務規程第 4 条に会長は、会務を総理し、委員

会を代表すると定められております。

なお、会長職務代理者につきましては、開いていただきまして4ページの漁業法施行令第13条第2項及び事務規定第4条第2項にありますとおり、会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選したものがその職務を代理するとされております。

次に、選出方法ですが、1ページ戻っていただきまして、2番ですね、選出方法にありますとおり、会長につきましては、委員互選で選出いたしますが、仮に、互選により選出できなかった場合は、委員の中から、知事が選任することとなっております。

また、会長職務代理者につきましても、互選となっておりますけれども、当委員会では、これまで2名を選出していただいております、特段理由等はありませんが、慣例として、漁業者等委員から会長職務代理者第1位と第2位を選出しているようでございます。

よろしくお願いします。

○ 稲盛委員

はい。事務局から説明が終わりました。

まず会長と2人の会長職務代理者の選出ですけれども、先に会長から選出したいと思えます。

選出方法といたしまして、どなたか立候補していただくか、或いは推薦していただくか、それとも投票によるのかということが考えられますが、どのような選出方法にしたらよろしいでしょうか。

○ 榎委員

推薦でいいんじゃないですか。

○ 稲盛委員

推薦ですね。

ただいま推薦がいいのではということで、ご提案ありましたけれども、そのようにしてよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし。

○ 稲盛委員

ありがとうございます。

それでは異議なしということで、推薦といたします。

では、どなたかからでも推薦をお願いしたいと思います。

○ 榎委員

前期の会長はどなたがされていたんですか。

○ 赤塚書記

令和6年1月に甲山委員が亡くなるまでは、甲山委員に会長していただいております。それ以降はですね、会長職務代理者第1位の伊東委員に1年間会務を総理していただいたしだいとなっております。以上です。

○ 靱委員

伊東さんでお願いします。

○ 稲盛委員

今説明がありまして、靱委員の方から伊東委員ということで、推薦がありました。他にご推薦はありませんか。

○ 各委員

なし。

○ 稲盛委員

他に推薦がないようですので、会長は伊東委員にお願いするということで御異議ありませんか。

○ 各委員

異議なし。

○ 稲盛委員

それでは会長は伊東委員ということで決定いたします。

会長が決定いたしましたので、これで私の座長としてのお役目を終わらせていただきます。

なお会長が決定しましたので、会長職務代理者につきましては、会長の進行により選出をしていただきたいと思います。

議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

失礼します。

○ 柳次長

ただいま会長が選出されましたので、就任のご挨拶をいただいた後に、進行をお願いいたします。伊東委員お願いします。

○ 伊東委員

それでは、会長の指名を受けましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方の後押しで、会長の方の重責を担うこととなりました。

大変身の引き締まる思いでもありますし、当委員会の重要性を再認識しているところであります。

私が漁業を生業として、40 有余年になりました。

その間における海洋環境の変化等々による漁業の変化も大変危惧しておりますが、それらの状況を看過することなく、漁業はまだまだこれからだというビジョンを持ち続けている 1 漁業者であります。

私ごと、もとより、浅学した身ではありますが、これから 4 年間、職務に邁進する所存であります。

委員の皆様方のご理解、ご協力をお願いいたしますとともに、事務局の皆様方のご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願いをします。

以上で挨拶をいたします。

座らせていただきます。

それでは会長職務代理者の選出の前に、本日の議事録署名者について、私から、指名するという方向でよろしいでしょうか。

○ 各委員

はい。

○ 伊東委員

それでは、今回は奥村委員、稲盛委員にお願いします。

○ 奥村委員、稲盛委員

はい。

○ 伊東委員

それでは、会長職務代理者の選出に入りますが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、2 名を選出したいと思います。

会長職務代理者の選出は委員の互選となっており、その順位も決めなければならないことになっております。

先ほど事務局から説明がありましたが、職務代理者第 1 位及び第 2 位は、漁業者等委員から選出していたとのことですが、他に選任方法について、ご意見はございませんか。

○ 各委員

異議なし。

○ 伊東委員

異議なしということであります。

ご異議がないようですので、そのように決定します。

では、代理者選出の方法ですが、特にご意見がなければ、推薦もしくは事務局案を示してもらい、決定してはどうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

- 各委員
異議なし。
- 伊東委員
事務局の方からお願いします。
- 柳次長
はい。
種子島漁協所属の伊東委員が会長となりましたので、地区間のバランスを考慮し、屋久島漁協所属の羽生委員と南種子町漁協所属の浦邊委員にお願いするということではいかがでしょうか。
- 各委員
異議なし。
- 柳次長
それでは、順位についてですが、羽生委員を職務代理者第1位とし、浦邊委員を職務代理者第2位として、いかがでしょうか。
- 各委員
異議なし。
- 伊東委員
ただいま事務局からの職務代理者第1位に羽生委員、第2位に浦邊委員との案がありました。いかがでしょうか。
- 各委員
異議なし。
- 伊東委員
ご異議がないようですので、職務代理者第1位を羽生委員、第2位を浦邊委員とすることで決定します。
続きまして、議題2は、鹿児島県連合海区漁業調整委員会委員の選出についてであります。
これは協議事項です。
事務局からの説明をお願いします。
- 赤塚書記
はい。
事務局の赤塚です。

議題２の鹿児島県連合海区漁業調整委員会委員の選出について、ご説明させていただきます。

資料２をご準備ください。

めくっていただきまして１ページ目をお開きください。

連合海区漁業調整委員会は、漁業法の規定により特定の目的のために、二以上の海区にわたる問題を処理するために必要に応じて設置されるものです。

３ページご覧ください。

本県においてもですね、鹿児島県連合会海区漁業調整委員会として、鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程第１条により、本県の全海区、鹿児島海区、熊毛海区及び、奄美大島海区ですけれども、この全体の区域内における漁業に関する事項を処理することを、その所掌事務とされております。

同事務規程第３条第１項によりますと、連合会連合委員会は、委員９名をもって組織するというようになっておりまして、同条第２項で、委員は、各海区漁業調整委員会の委員の中から、その定めるところにより選出された、各同数の委員をもって充てると規定されております。

従いまして、本県は、先ほど申し上げましたとおり、鹿児島海区、熊毛海区、奄美大島海区の３海区がございますので、各海区から３名ずつを選出することになります。

選出の方法でございますが、先ほど説明いたしました資料１ですね。こちら３ページをご覧ください。

こちらに先ほど申し上げたとおり、熊毛海区漁業調整委員会事務規程を載せておりますけれども、第１４条ですね第１項に、連合海区漁業調整委員会の委員でこの委員会を代表するものは委員会が互選するものとするあり、また、同条第２項にですね、前項の委員の任期は４年とすると規定されております。

事務規程には特に定めはございませんが、当委員会ではこれまで会長と職務代理者２名を委員として選出しているようでございます。

資料２の２ページに戻っていただいて、こちらにですね、鹿児島海区及び奄美大島海区を含めた委員の名簿を添付していますので参考にご確認ください。

それでは、委員の選出をお願いします。

以上です。

○ 伊東委員

ただいま、事務局の方からの説明が終わりました。

これまで、熊毛海区から３名の委員を選出しております。

当委員会ではこれまで、会長と会長職務代理者２名を委員として選出しているようでございます。

選出方法について、ご意見ございませんか。

これまでどおりということよろしいですか。

○ 各委員

異議なし。

○ 伊東委員

他にご意見もないようですので、これまでどおり、会長と職務代理者2名の計3名を連合海区委員とするということによろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし。

○ 伊東委員

はい。

ありがとうございます。

それでは鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員は、会長及び職務代理者である羽生委員と浦邊委員3名とすることに決定をします。

続きまして、議題3は、日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出についてです。

これは協議事項です。

事務局からの説明をお願いします。

○ 赤塚書記

はい。

事務局の赤塚です。

資料3に基づいて説明させていただきます。

1ページ目をご覧ください。

日本海・九州西広域漁業調整委員会につきましては、現在、鹿児島海区委員であり、県連合会区の会長である阿久根委員に鹿児島県委員を務めていただいております。

ただですね、任期が本年9月までで満了となりますことから、次期委員を選出する必要がございます。

この広域漁業調整委員会は、国が監督する委員会となっております。

続きまして、日本海・九州西広域漁業調整委員会につきましては、簡単に説明させていただきます。めくっていただきまして、2ページ目ですね。参考資料をご覧ください。

広域漁業調整委員会というものは、都道府県の区域を越えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権または入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争を防止または解決を図り、その他漁業調整を行う機関となっております。

全国を3ブロックに分けておりまして、1つが、大太平洋広域漁業調整委員会、こちらの中には太平洋北部会と太平洋南部会の2つがございます。

そして、瀬戸内海広域漁業調整委員会と鹿児島県が所属しております日本海・九州西広域漁業調整委員会がございます。こちらは、日本海北部会、日本海西部会、九州西部会がございます。本県は、九州西部会の方に所属しております。

この区域につきましては、3ページ目ですね、広域漁業調整委員会の海域区分をご覧ください。

この委員会の機能としましては、簡単に申し上げれば、全国的な漁業調整をする場となっております。

2 番目の委員の構成ですが、各都道府県互選委員、これは各県 1 人ずつのもの、それから国が選任する漁業の代表者などで構成されており、鹿児島県が所属している日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員数は 29 名となっております。

1 ページ目がお戻りください。

2 番目ですね、次期委員の選出につきましてですが、これまで各海区において、連合会に選任を一任するという選出方法を採用しております。

今回もですね、従来の方針を踏襲しまして、連合海区の方に一任するという形で取り扱いたいと事務局としては考えております。

なお、連合海区はこの後ですね、7 月ごろに委員会を開催する予定ですので、その時に、次期委員を選任させていただければと存じます。

以上で説明を終わります。

○ 伊東委員

はい。

ただいま事務局から説明が終わりましたが、これは従来通り、ここでは決めずに、連合海区に一任するという事で、よろしいですね。ご意見ございませんか。

○ 各委員

異議なし。

○ 伊東委員

それでは、連合海区に一任することに決定をします。

続きまして、議題 4 に移ります。

議題 4 は、鹿児島県資源管理方針の変更についてです。

これは諮問事項です。

事務局からの説明をお願いします。

○ 吉田水産技師

はい。

水産振興課漁業監理係の吉田です。

私の方から説明をさせていただきます。

音声は聞こえてますでしょうか。

○ 各委員

はい。

○ 吉田水産技師

資料 4 をお手元にご用意ください。

本議題は諮問事項となりますので、諮問文を読み上げます。

次のページお開きください。

水振第 136 号、令和 7 年 5 月 23 日、水産振興課扱い、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事

鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）、このことについて、鹿児島県資源管理方針を別紙 1 のとおり変更したいので、漁業法第 14 条第 4 項及び同条第 10 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

また、変更後は、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度における知事管理区分間での融通及び不等量交換による知事管理漁獲可能量の変更について、別紙 2 の取り扱いとしたいので、同法第 16 条第 5 項において準用する第 2 項に基づき、あわせて貴委員会の意見を求めます。

次のページをお開きください。

まず、今回の議題では、国が定める資源管理基本方針というものと、都道府県が定める都道府県資源管理方針の 2 つの用語が出てきますので、それぞれがどういったものか、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、資源管理基本方針ですが、こちらは、農林水産大臣が資源評価を踏まえ、資源管理に関する基本方針を定めるものとなっております。

また、都道府県知事は、その資源管理基本方針に則して、都道府県において資源管理を行うための方針を定めることとされています。これが県資源管理方針となります。

また、都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないものとされており、今回変更について諮問をさせていただくものとなります。

それでは、内容に移ります。

今回の変更点は 2 点ございます。

1 点目は、知事管理漁獲可能量の柔軟な運用に向けて、記載の変更を行いたいもの、2 点目は、水産庁が作成する資源管理基本方針の変更に伴い、県方針の変更が必要になったものとなります。

まず 1 点目の知事管理漁獲可能量の柔軟な運用についてです。

本県におけるくろまぐろ小型魚、大型魚の漁獲可能量の運用は、国からの追加配分等があった場合は、関係海区漁業調整委員会へ事後報告とされていますが、県内の知事管理区分間、本県ですと、定置漁業と定置漁業以外のその他漁業間での融通であったり、不等量交換と呼ばれるもの、下の米印に記載をしておりますが、小型魚の漁獲枠を、1.47 倍して大型魚の枠に切り替えることができるという措置になります。

この 2 点については、整理がされておらず、変更前に鹿児島、熊毛、奄美大島海区漁業調整委員会へ諮問し、答申をいただかなければなりません。

一方、太平洋くろまぐろについては、資源の回復に伴って、令和 7 管理年度より小型魚 10%、大型魚 50%の増枠が行われ、本県の漁獲枠も大きく増加をしました。

そのため、今後、県内知事管理区分間での融通や、大型魚の来遊というのも、近年増加傾向であることから、不等量交換の機会というのは、今後増加するものと考えられるため、より柔軟な漁獲可能量の運用について整理をしたいものとなります。

運用の案については、次のとおりです。

県内知事管理区分間の融通や不等量交換による知事管理漁獲可能量の変更は、くろまぐろを採捕する水産団体等の同意を取得後、速やかに実施するものとします。

この際、県の判断のみで恣意的に実施をしないものとします。

そして、上記の内容を行った場合、国からの追加配分等があった場合と同様に、関係海区漁業調整委員会へは事故報告をさせていただきたいと考えております。

ただし、各管理年度の漁獲枠設定時の諮問において、上記対応をする旨を、毎回、諮問することといたします。

この運用案を導入した際の効果は、次のとおりです。

まず、現状についてですが、先ほどもご説明をしましたとおり、知事管理区分間の融通や不等量交換による知事管理区分の変更について、鹿児島、熊毛、奄美大島の3海区漁業調整委員会に諮問をいたします。

3海区で答申をいただければ、知事管理漁獲可能量の変更について、農林水大臣へ報告、ホームページで公表し、変更に係る手続きというものは完了となります。

しかし、3海区漁業調整委員会で諮問をする必要があるため、変更までに1ヶ月ほど時間を要することとなります。

一方、運用案を導入した場合はですね、こちらは次のページの上部になります。3ページをお開きください。

一方、運用案を導入した場合ですが、知事管理漁獲可能量を変更する旨、くろまぐろを採捕する水産団体等から同意を取得後、知事管理漁獲可能量の変更について、農林水産大臣へ報告、県ホームページに公表し、変更が完了となります。

この場合、3海区漁業調整委員会へは事後報告となり、変更後に開催される3海区漁業調整委員会で報告をすることとなります。

このように3海区漁業調整委員会へ変更前に諮問をする必要がなくなるということで、変更にかかる期間が短縮され、漁獲状況に即した変更というのが可能となります。

変更内容については次のとおりです。

くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚の第3漁獲可能量の知事管理区分への配分基準という項目に、読み上げますと、また、県内知事管理区分間や不等量交換により、知事管理漁獲可能量に変更される場合は、あらかじめ鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。と追記したいと考えております。

次に、国基本方針に伴う変更についてです。

ぶりについてですが、ぶりは令和7年4月、本県は7月からなのですが、TAC管理が開始されることから、国基本方針の別紙2に変更されたことを受けまして、県方針についても、昨年度末に別紙3から別紙1に変更を行いました。

しかし、前述の変更後に基本方針に国基本方針にもじゃこの管理に関する記載が追記されたため、県方針も同様に追記を行うものになります。

追記内容については、次のとおりです。

読み上げますと、養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行うとなります。

変更内容については、5 ページ、6 ページ目の新旧対照表、7 ページ以降に溶け込み版を添付しておりますので、こちらをまたお時間ある時にお目通しをいただければ幸いです。

3 ページにお戻りください。

今後の手続きとしましては、5 月中に各海区漁業調整委員会へ諮問を行い、答申をいただくことができたら、農林水産大臣へ変更承認申請を提出、承認通知を受け取った後、県公報及びホームページで公表し、変更に係る手続きが完了となります。

続きまして、4 ページの別紙 2 をお開きください。

こちらは先ほどご説明をいたしました、県資源管理方針のくろまぐろ小型魚、大型魚の変更内、あらかじめ鹿児島、熊本及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法について、令和 7 管理年度における具体的な取り扱いを定めるものになります。

取り扱いの案としましては、くろまぐろ小型魚、大型魚の知事管理区分間での融通及び不等量交換にて、知事管理漁獲可能量を変更する場合、くろまぐろを漁獲する水産団体等の同意がえられた範囲内で数量を変更することとします。

また、変更した場合は、県ホームページ及び県公報により、遅滞なく公表することとし、変更後に開催される鹿児島、熊本及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告をすることとしたいと思っております。

また、前述の変更及び、すでに県方針内に定められております、国からの追加配分等による変更以外は、鹿児島、熊本及び奄美大島漁業調整委員会に意見を聴いて、変更を行うこととします。

長くなってしまいましたが、以上で説明を終わります。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

はい。

ただいま事務局から説明が終わりました。

本諮問事項に、ご意見やご質問等ございませんか。

○ 稲盛委員

はい。

○ 伊東委員

はい。

稲盛委員どうぞ。

○ 稲盛委員

はい。

2 ページにですね、不等量交換とあるんですけれども、この中で、くろまぐろ小型魚の漁獲枠を 1.47 倍し、そしてくろまぐろ大型魚の漁獲枠に振り替えることができ

る措置ということで、1.47 倍という、はっきりした数字が出てるんですけども、この数字の根拠っていうか、今まで取られた平均値なのか。

その 1.47 倍っていうのは今後例えば、獲れるその、大きさによって、見直しとか、その変わっていくのかどうかっていうことをお聞きしたいということと、あとの 1.47 倍っていうのは全国一律なんだろうかっていう、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 伊東委員

事務局、ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

○ 吉田水産技師

はい。

1.47 倍の根拠についてですが、ちょっと自分はそこまで今現状把握をしておらずでした。

この不等量交換取り決め自体は、WCPFC、国際間での会議で決まった取り決めとなっております。

2 点目のご質問の全国一律なのかということなんですが、全国一律の対応となっております。

以上です。

○ 伊東委員

稲盛委員。

ただいまの説明でよろしいですか。

○ 稲盛委員

はい。

もしその根拠が、わかりましたらまた教えていただければと思います。

○ 伊東委員

根拠がわかり次第、教えて欲しいということです。

事務局よろしくお願いします。

○ 吉田水産技師

はい。

○ 伊東委員

他にございませんか。

○ 折田委員

はい。

- 伊東委員
折田委員どうぞ。
- 折田委員
はい。
4 ページのその他のところなんですけど変更、融通とか不等量交換の変更、追加配分による変更以外と書いてあるんですけども、これ以外では、何が考えられますか。
- 伊東委員
事務局お願いします。
- 吉田水産技師
ご質問ありがとうございます。
そうですね。
現状考えられる変更としては特段この国からの追加配分と県内の知事管理区分での配分、または不等量交換と3つのパターンとなっております。
ただ、今後もし、これ以外にもパターンが出てくる可能性があることを考えまして、記載しているものになります。
- 伊東委員
よろしいでしょうか。
- 折田委員
具体的なことは想定しないということによろしいでしょうか。
- 吉田水産技師
はい。
- 伊東委員
他にございませんか。
それではないようですので、議題4の鹿児島県資源管理方針の変更については、原案のとおり定めることを適当として答申してよろしいですか。
ではそのように答申することに決定をします。
続きまして、議題5は、くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてです。
これは報告事項です。
事務局からの説明を求めます。
- 吉田水産技師
続けて水産振興課漁業監理係の吉田が説明をさせていただきます。

1 ページ 1 枚めくっていただいて、概要をご説明させていただきます。

今回は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、昨年度ですね、期間とする令和 6 年度において、県留保からの配分と石川県からの融通を受けまして、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分をいたしましたので、その報告となります。

具体的な内訳としましては、県留保から小型魚 0.4 トンを配分し、石川県から小型魚 2 トンを融通いただきました。

管理区分への配分ルールとしましては、概ね 1 割を県の留保とし、残りの概ね 9 割を、平成 22 から 24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分へ案分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて、当該増加量を配分します。

配分方法は、令和 2 から 4 管理年度の漁獲実績をもとに、各管理区分ごとに、次の比率で配分をしており、今回譲渡いただいた分についても、同比率を利用しております。

2 の配分結果をご覧ください。

小型魚の配分比率は、定置漁業：その他くろまぐろ漁業が 79 対 21 となっております。

小型魚は石川県からの融通及び県留保枠からの追加配分を合わせて、2.4 トンの追加となり、下半期の漁獲可能量に定置漁業に 2 トン、その他くろまぐろ漁業に 0.4 トンの追加となりました。

変更後の漁獲可能量は定置漁業が 21.9 トン、その他くろまぐろ漁業が 5.8 トンで、合計で 27.9 トンとなりました。

なお、今回の変更については、3 月 25 日付の県公報により、告示済みとなっております。

また、資料には記載をしておりますが、令和 6 年度の漁獲実績としましては、3 月 31 日時点で、定置漁業における大型量は 14.7 トンの枠に対して約 88%の消化率となる 12.9 トン。その他、漁船漁業における大型魚は 8.4 トンの枠に対して、99.5 %の消化率となる 8.4 トンとなりました。こちらは端数の計算上 8.4 トンとなっております。

一方、定置漁業における小型魚は、21.9 トンの枠に対して約 96%の消化率である 20.9 トン。その他漁船漁業における小型魚は 5.8 トンの枠に対して、約 84%の消化率となる 5 トンとなりました。

以上で説明を終わります。

○ 伊東委員

ただいま事務局からの説明が終わりました。

本報告事項に対してのご意見やご質問等ございませんか。

それでは、議題 5 のくろまぐろに関する令和 6 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用については終了をいたします。

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から何かありますか。

○ 稲盛委員

ちょっといいですか。

○ 伊東委員

稲盛委員どうぞ。

○ 稲盛委員

さっき聞けばよかったのですが、議題４の鹿児島県資源管理方針の変更についてということで、３ページ目ですね。

一番上の方の（ア）なんですけれど、その中で、知事管理漁獲可能量を変更するものについて、太平洋くろまぐろを採捕する水産団体等から同意を取得とあるんですけども、具体的にその等っていうのは、どこを指しているのかを教えてくださいたいです。

その次の（イ）っていうのは同意取得後ということで、同意を全部取らないと、この、次に進めないということなのかを教えてくださいたいと思います。

○ 伊東委員

事務局説明をお願いします。

○ 吉田水産技師

はい。

ご質問ありがとうございます。

水産団体等というところにつきましてはですが、想定していますのは、県漁連であったり、県の定置協、沿海漁業協同組合というところを想定しております。

関係する水産団体等から、先ほど述べたところから同意がえられない限り、この知事管理漁獲可能量の変更は行わないこととしております。

以上です。

○ 伊東委員

よろしいでしょうか。

○ 稲盛委員

ありがとうございます。

○ 伊東委員

他にご意見等ございませんか。

それでは、事務局から何かございますか。

○ 赤塚書記

はい。

○ 伊東委員

お願いします。

○ 赤塚書記

事務局の赤塚です。

第2回の熊毛海区漁業調整委員会の日程なんですけれども、皆さんから日程をお伺いして、一番委員が集まる日程を考慮しますと、6月12日、木曜日の11時から開催予定とさせていただきたいと思いますので、ぜひ、日程調整をお願いいたします。
以上です。

○ 伊東委員

はい。

ありがとうございます。

次回の調整委員会は6月12日木曜日、11時から熊毛支庁で行うということで、ご了承ください。

他に何かご意見等ございませんか。

他にないようですので、すべての議事を終了いたします。

本日はご協力ありがとうございました。

今後ともよろしくお願いします。

○ 柳次長

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回漁業調整委員会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

令和7年5月23日午前11時49分閉会